

佐賀県告示第七十一号

佐賀県木材業者及び製材業者登録条例(昭和二十七年佐賀県条例第五十二号)  
第八条第二項の規定により、平成二十四年度木材業者及び製材業者を次のとおり変更した。

平成二十四年六月十二日

佐賀県知事

古

川

康

木材業者					
登録番号	登録年月日	所在地		名称	代表者氏名
佐木伊第3号	平成24年6月1日	変更前	伊万里市山代町楠久津145番地36	西九州木材事業協同組合	代表理事 堀川 保幸
		変更後	〃	〃	代表理事 石橋 正浩

製材業者					
登録番号	登録年月日	所在地		名称	代表者氏名
佐製伊第3号	平成24年6月1日	変更前	伊万里市山代町楠久津145番地36	西九州木材事業協同組合	代表理事 堀川 保幸
		変更後	〃	〃	代表理事 石橋 正浩